

第7章

市民・事業者の環境行動指針

- 7-1 豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり
- 7-2 安心して快適なずっと住み続けたいと思えるまちづくり
- 7-3 限りある資源を有効に活用した持続可能な美しいまちづくり
- 7-4 カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしいまちづくり
- 7-5 パートナーシップを構築し協働で環境保全に取り組むまちづくり



第7章

市民・事業者の環境行動指針

印西市民憲章には、「美しいふるさとに誇りを持ち、環境にやさしいまちをつくります。」を掲げており、市民一人ひとりが環境にやさしいまちを目指すこととしています。

本市が目指す将来環境像の実現には、環境施策の充実を図ることはもとより、印西市民憲章に掲げた行動規範の実践として、市民の日常生活や事業者の事業活動において、環境への配慮や環境の保全に向けた取組を発展させていくことが重要です。

以下の環境行動指針を参考に本市の市民・事業者が常に環境配慮行動を実践・展開することで、市民・事業者・行政の三者協働による、将来環境像の実現を目指すものとします。

7-1 豊かな自然の恵みを受け潤いと安らぎを感じられるまちづくり

(1) 谷津と台地を中心とした里山の保全

市民の環境配慮行動	事業者の環境配慮行動
<ul style="list-style-type: none"> ● 観察会や勉強会などを通じて里山の現状や保全について理解するとともに、維持管理活動に参加します。 ● 低農薬や有機農業で栽培された農作物の購入や地産地消を積極的に取り入れ、市内の農業を応援します。 ● 「ふるさと農園」の利用を通じて農業にふれあう機会を持ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹林地の減少につながる開発や土地の埋立てを控えるなど、所有している樹林地を将来にわたり良好に保つよう努めます。 ● 有機栽培など環境保全型農業や地産地消に取り組み、担い手の育成に努めます。

(2) 生きものの生息・生育空間の保全

市民の環境配慮行動	事業者の環境配慮行動
<ul style="list-style-type: none"> ● 生きものの生息環境の理解と保全に努め、むやみに生きものを傷つけません。 ● 家で飼っている生きものや植物を自然界に放したり、植えたりしません。 ● 野生鳥獣には絶対にエサをあたえません。 ● 皆が気持ちよく水辺と触れ合えるように、水辺を汚さない利用を心がけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の緑地における在来種植栽を推進し、地域の生態系ネットワークに組み込まれ、生物多様性保全に貢献するよう配慮します。 ● 建設・土木工事は生態系に配慮した工法や時期の選択に努めます。 ● 水辺空間を改変する際は、多様な自然が保たれるよう配慮した工法に努めます。

(3)暮らしと自然のつながりの確保

市民の環境配慮行動	事業者の環境配慮行動
<ul style="list-style-type: none"> ● 公園を積極的に利用して、自然に親しむとともに、生垣や植栽などにより、居住区内緑化に努めます。 ● まちに調和した景観保全活動に積極的に参加します。 ● 巨樹・巨木林、屋敷林・社寺林の保全に協力します。 ● 地域の祭りや伝統行事に積極的に参加します。 ● ガイドマップなどを活用し、歴史や文化財に積極的にふれるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発工事の際は、事業所の緑化や公開空地の設置などに努め、周辺との調和を図ります。 ● 屋外広告物を設置する場合は、周辺の景観に配慮し、良好な景観が保たれるよう配慮します。 ● 地域の祭りや伝統文化には事業者として積極的に参加します。

在来種との付き合い方

1. むやみに採らない

昆虫などの動物やきれいな植物など、野外にいる生きものをむやみに採ることはやめましょう。

その場所でしか生きられない生きものは、持ち帰っても死んだり枯れたりしてしまうほか、たくさん採ることで生態系のバランスを崩してしまう恐れがあるため、観察後・採取後は生きたまま元の場所に戻すことがもっとも大切です。

2. 見守る

貴重なラン類の生育地やオオタカの巣などを見つけた場合は、環境の変化やストレスを与えないように見守ることが大切です。

また、貴重な動植物は持ち去られる危険性もあるため、情報共有には注意が必要です。



キンラン



オオタカの巣

(1) 良好な生活環境の保全

市民の環境配慮行動	事業者の環境配慮行動
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭でごみの焼却はしません。 ● 食器を洗う際には、洗う前に油分や汚れを新聞紙などで拭き取り、汚水の抑制に努めます。 ● 環境にやさしい石鹼や洗剤を使用するとともに、適量を心がけます。 ● 廃食油をリサイクルして作られた石鹼・洗剤などの使用を心がけます。 ● 公共下水道処理区域では、公共下水道に速やかに接続し、公共下水道未整備地域では、合併処理浄化槽を設置し、維持管理を適正に行います。 ● 不正な残土の埋立てを発見した場合、市に通報します。 ● ピアノ、カラオケの使用やペットの鳴き声などによって、近隣に迷惑をかけないようにします。 ● 車両制限速度を守り、車両走行に伴う騒音・振動を可能な限り低減します。 ● 悪臭防止のために基本的なルールを守るとともに、悪臭を放つ施設などがあった場合は、市に通報します。 ● 適度な照明により、近隣に迷惑をかけないようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場などからの排出ガスを適正に処理し低減するとともに、ばい煙発生施設の適正な維持管理に努めます。 ● 工場・事業場などからの排水を適正に処理し、水質汚濁物質の排出防止に努めます。 ● 敷地に降った雨を一時的に貯め地中に浸透させる、緑地、雨水浸透柵、透水性舗装、グリーンインフラなどを活用することで、都市型水害の軽減や地下水涵養※に貢献します。 ● 飲食業では、調理くずや油を排水に流さないように努め、環境にやさしい洗剤を適正量で使用します。 ● 地下水を採取する場合は、その周辺の地盤沈下や水位の低下への影響を考慮し、水資源の保護に十分留意するとともに、水の有効利用及び節水に努めます。 ● 堆肥の有効利用などを行い、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らします。 ● 埋立てや一時堆積などによる土壌の汚染及び災害の発生の防止に努めます。 ● 車両制限速度を守り、車両走行に伴う騒音・振動を可能な限り低減します。 ● 近隣の環境に配慮した作業時間の設定や、遮音壁の設置、低騒音型機械の使用などにより、騒音・振動の発生防止に努めます。 ● 悪臭を放っていないか定期的に臭気を測定し、悪臭を発生している場合は発生源を調査し、施設及び使用する物質から悪臭防止に努めます。 ● 夜間景観に配慮するとともに、必要な照明範囲以外に漏れる光を抑制します。

(2)有害化学物質対策の推進

市民の環境配慮行動	事業者の環境配慮行動
<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の維持・管理には除草剤をなるべく使用せず、殺虫剤・殺菌剤も必要以上に使用しません。 ● 有害化学物質を発生させる恐れのあるものは購入しないように努めます。 ● 家庭で使用する化学物質などの情報を収集し、適切に活用します。 ● 放射性物質に関する基本的な知識と、正しい対処法を身につけるとともに、市の対策や検査結果などの情報を活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場における有害化学物質の保管・使用・輸送・廃棄など適正な管理に努めます。 ● 有害化学物質の使用を抑制するとともに、有害化学物質の使用・排出実態について、情報提供に努めます。

再生可能エネルギー発電をめぐる地域とのトラブル事例

太陽光発電を含む再生可能エネルギーは、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源となることが期待されており、平成 30 (2018) 年に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされています。

一方で、太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響などの問題が生じる事例が増えています。また、動植物の生息・生育環境の改変による自然環境への影響も懸念されています。

本市においては、再生可能エネルギーの最大限の利用促進と、本市の最大の魅力である自然環境を守る視点を踏まえて、地域に受け入れられる設置・運用の在り方について、市民・事業者・行政が一体となって検討していきます。



山岳パノラマ景観を阻害している事例



法面保護工が崩れて流出した事例

出典：環境省（太陽光発電の環境配慮ガイドライン）

(1)不法投棄やポイ捨ての抑制・防止対策の推進

市民の環境配慮行動	事業者の環境配慮行動
<ul style="list-style-type: none"> ● 「ゴミゼロ運動」、「クリーン印西推進運動」など地域の清掃活動に積極的に参加します。 ● ごみやタバコのポイ捨ては絶対にせず、ペットの散歩などで生じたフンなどは必ず持ち帰ります。 ● ごみの不法投棄を発見した場合、市に通報します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の敷地や周辺を定期的に清掃します。 ● 所有地の適切な管理を行い、美観の維持や不法投棄の防止に努めます。 ● 廃棄物は分別した後、処理業者に委託するなど適切に処理します。

(2)3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

市民の環境配慮行動	事業者の環境配慮行動
<ul style="list-style-type: none"> ● マイバッグやマイボトルなどを持参し、使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。 ● 不用な商品を購入しないよう努め、商品をできる限り長く使用します。 ● 過剰包装を断り、詰め替え製品などのごみの出にくい製品を購入します。 ● 消費期限・賞味期限の短い食材を購入すること、飲食店で食べ切れない量を注文した場合は自己責任で持ち帰ることなどを身近な習慣とします。 ● 資源物の有効利用に取り組む店舗回収について、回収品目や回収方法などお店のルールに従って活用します。 ● エコマーク商品、リサイクル商品の購入を積極的に進めます。 ● フリーマーケットなどに参加し、不用品の交換、リサイクルを積極的に行います。 ● ごみの分け方や出し方を守り、ごみを適正に処理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮型商品の利用促進、マイバッグ運動の推進などを消費者へ呼びかけます。 ● 製品の梱包・包装の簡素化を進め、詰め替え製品などのごみの出にくい製品を開発します。 ● オフィスや社員食堂で使用するストロー・カップを紙製に変更するなど、事業所における使い捨てプラスチック製品の使用を削減します。 ● 建設資材には再生資材や再生できるものを使用し、建設副産物は全て再資源化します。 ● 物品を購入する際は、リサイクル製品や分別廃棄が簡単な製品などを選びます。

エシカル消費を実践しよう

人や社会、地球環境・地域に配慮した消費のことをエシカル消費といいます。例えば農薬や肥料の基準を守って育てられた綿花を使用して作られたシャツを購入することは、産地の生態系や働く人の健康を守ることにつながります。地元のものを買う地産地消や、障がい者施設で作られたものを買うこともエシカル消費につながります。

エシカル消費を実践することで、持続可能でより良い世界を目指す国際目標 SDGs の達成にもつながります。ひとりひとりの消費が世界の未来を変える可能性を秘めていることを認識し、エコマークや **FSC 認証**^{*}、再生紙使用マーク、国際フェアトレード認証などの認証ラベルについても参考にしながら、エシカル消費を実践しましょう。



認証ラベル

出典：消費者庁

(1) 温室効果ガスの排出抑制

市民の環境配慮行動	事業者の環境配慮行動
<ul style="list-style-type: none"> ● 新築住宅については、ZEH や省エネルギー性能に優れた住宅を検討するほか、既存住宅については断熱改修などを検討します。 ● 「環境家計簿」などを通じて電気、ガス、水道、ガソリンなどの省エネルギーに努めます。 ● 設定温度の調整、サーキュレーターの利用などの工夫により、適切に冷暖房を使用します。 ● 節電対策として、緑のカーテン・よしず・すだれなどの対策を実施します。 ● 節水コマや節水シャワーヘッドなどの節水型機器を導入し、家族で話し合いながら節水に取り組みます。 ● 家庭で使用する電力について、再生可能エネルギー由来の電気を提供する電力会社からの購入を検討します。 ● 冷蔵庫やテレビ、エアコン、給湯器などの身近な家電について、省エネルギー性能の高い機器の導入を検討します。 ● 太陽光発電システム・家庭用蓄電システムなどの再生可能エネルギー設備の導入を検討します。 ● 次世代自動車の導入や環境にやさしい運転（エコドライブ）の実践に努めます。 ● 外出の際には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、自家用車の利用は控えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新設事業所については、ZEB や省エネルギー性能に優れた建築物を検討するほか、既設事業所については断熱改修などを検討します。 ● 節電・節水に努め、空調や照明などは省エネルギー型機器を導入し、エネルギーの使用削減に努めます。 ● 緑のカーテンや屋上緑化など事業所や敷地内の緑化に努めます。また、快適で歩きたくなる接道部の環境整備に取り組み、景観が美しく健康増進に寄与する街並み整備に貢献します。 ● 太陽光発電システムや太陽熱利用設備の導入など、周辺環境と調和しながら積極的な再生可能エネルギー設備の導入に努めます。 ● 次世代自動車の導入や環境にやさしい運転（エコドライブ）の実践に努めます。また、公共交通機関や自転車による通勤を促進します。 ● 食品、原材料、エネルギーなどの調達において、なるべく近隣地域で生産されたものを調達することで、輸送に伴う環境負荷の低減や地域経済の発展に配慮します。

(2)気候変動への適応

市民の環境配慮行動	事業者の環境配慮行動
<ul style="list-style-type: none"> ● 県や市の提供する防災情報（ハザードマップや避難経路）を事前に確認します。 ● 日頃から、食料・飲料・トイレを流したりするための生活用水などの備えをします。 ● こまめな水分補給、日差し対策などにより、熱中症の予防に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の行動を確認し、備えをします。 ● 自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木などが起こらないよう、日ごろから点検などを行います。 ● 事業活動中の熱中症・感染症の予防に努めます。 ● 商業施設や公開空地などにおける、まちなかのクールスポット創出に協力します。

省エネ性能を表示するラベルを活用して上手に家電を選ぼう

家電製品の省エネ性能を表示する次の3つのラベルがあります。ラベルで省エネ性能がわかりやすく表され、製品を選ぶ際の目安とすることができます。

電気冷蔵庫や照明器具、テレビ、エアコン、温水洗浄便座などが対象機種となっており、カタログや製品本体、包装など、見やすいところに表示されています。



ラベル	表示内容
省エネルギーラベル	製品個々の省エネ性能が省エネ法で定められた目標基準を達成しているかを表します。
統一省エネラベル	製品の省エネルギー性能を星の数で表し、省エネルギーラベルと目安電気料金を表します。
簡易版統一省エネラベル	製品の省エネルギー性能を省エネルギーラベルと目安電気料金により表します。

出典：一般財団法人 家電製品協会ホームページ

(1)自ら学び行動する人づくりの推進

市民の環境配慮行動	事業者の環境配慮行動
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に関する講演会や体験会、見学会などに積極的に参加し、環境の現状を理解し学びます。 ● 本やインターネット、メディア（テレビ、新聞など）及び「印西市環境白書」を通じて環境に関する知識を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者・行政の協働による環境イベントの実施を検討します。 ● 職場に環境保全の担当者又は担当組織を設置し、従業員の環境への意識を高めるため、研修や勉強会を開きます。 ● 事業所で行う環境保全の取組や情報などを市民に公開するとともに、専門知識や技術などを活かし、企業による児童への環境教育プログラムの提供を検討します。

(2)環境配慮行動の推進

市民の環境配慮行動	事業者の環境配慮行動
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に関して得た情報を家庭や友人と話し合い実践につなげます。 ● 日常生活の中で気がついた環境保全の工夫を活かし、みんなで取り組みます。 ● 環境モニターに参加するなど、環境に関する情報を収集し、その評価をします。 ● 環境保全を図る NPO などの市民活動団体に積極的に参加するとともに、意見交換の場などに参加し意見を述べます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社員の環境活動の参加を推奨し、市民・行政と協力しながら地域ぐるみで環境保全活動を行います。 ● 環境関係の法律や条例、地域との協定などの最新情報を把握するとともに、法の順守を徹底します。